

使 用 前 檢 査 申 請 書

廃炉発官R3第45号
令和3年11月2日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3
第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	福島第一原子力発電所 放射性固体廃棄物等の管理施設 一時保管エリアA1, A2仮設保管設備（テント）解体 遮蔽機能（A1エリア分） 保管容量（A1エリア分）
	実施計画 II. 2. 10 参照
実施計画の認可年月日	平成25年 8月14日 (実施計画の変更認可年月日： 令和2年 1月 6日)
検査を受けようとする工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をする ことができる状態になった時
	工事の計画に係る工事が完了した時
検査を受けようとする期日	自 令和3年 12月 6日 至 令和3年 12月 16日
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の 使用の開始の予定時期	令和4年 1月 21日

工事の工程に関する説明書

一時保管エリアA1, A2仮設保管設備（テント）解体

項目	年月	令和2年												令和3年												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
一時保管エリアA1, A2 仮設保管設備（テント）解体 A1エリア分		▼												★・☆	△											

—：工事期間 ▲：使用前検査 △：工事完了
 ▼：「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可
 以上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立入制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

一時保管エリアA1： 管理対象区域

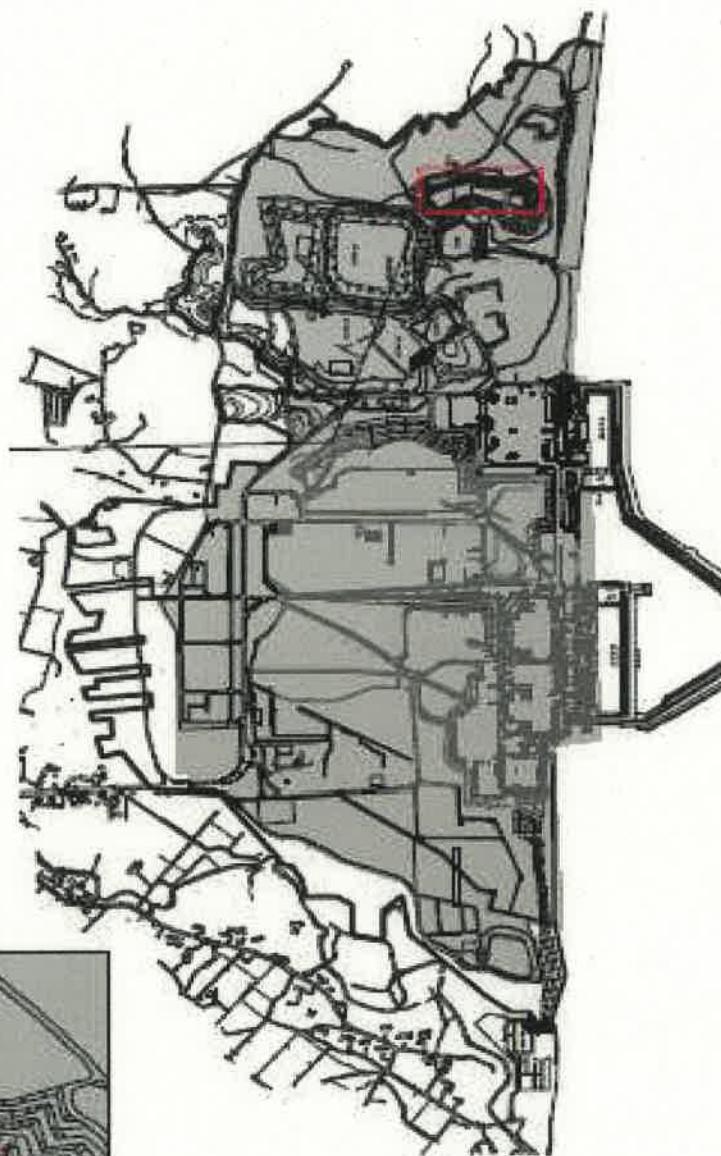
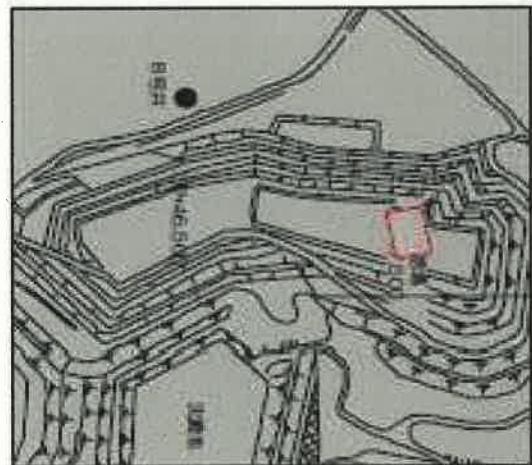
別添 : 検査場所図

以 上

別添

検査場所図

一時保管エリアA1仮設保管設備



一時保管エリアA1仮設保管設備

—— 敷地境界

■ 管理対象区域

□ 検査場所